

澤田建設株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、かつ、全員が働きやすい環境をつくることによって、一人ひとりが能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年 8月1日 ～ 令和3年 7月31日（2年間6か月）

2. 内 容

雇用環境の整備に関する事項

目標① 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立支援のための雇用環境整備

<対 策> 平成31年 1月21日 ～

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知

目標② 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

<対 策> 平成31年 1月21日 ～

年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

- ・年5日以上の有給休暇取得を義務づける
- ・有給休暇取得促進のために、リフレッシュ休暇制度を導入する

目標③ 雇用体験や就業訓練を通じた雇用機会の提供

<対 策> 平成31年 1月21日 ～

若年層に対するインターンシップ等の就業体験機会提供、トライアル雇用等を通じた雇い入れ又は就業訓練の促進

以上